

平成 28 年 3 月 30 日  
国土交通省  
都市局  
まちづくり推進課

## 大和ハウス工業株式会社、東京センチュリーリース株式会社の 川崎市殿町での民間都市再生事業計画を認定

国土交通省は平成 28 年 3 月 30 日、都市再生特別措置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 2 月 19 日付けで大和ハウス工業株式会社、東京センチュリーリース株式会社から申請のあった民間都市再生事業計画（殿町プロジェクトⅡ）について、同法第 21 条第 1 項の規定により認定しました。

本事業計画は、最先端の技術等を持つ企業・研究機関等の誘致を行い、産業集積を担うこと、また、施設利用者や近隣住民など様々な地域関係者が交流できる憩いの場を提供することを目的とするものです。なお、事業の概要は以下のとおりです（詳細は別紙参照）。

- ・事業者 大和ハウス工業株式会社、東京センチュリーリース株式会社
- ・事業の名称 殿町プロジェクトⅡ
- ・事業施行期間 平成 28 年 2 月 22 日～平成 29 年 6 月 30 日
- ・事業区域 神奈川県川崎市川崎区殿町 3 丁目 101-1、101-2

[参考] なお、計画の認定を受けた民間事業者に対しては、都市再生特別措置法に基づく特例（金融支援等）、税制上の支援措置等が設けられています。

<本件に対する問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 担当：近藤、福田

電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-542、30-614)

03-5253-8127(直通)

F A X : 03-5253-1589

## 認定民間都市再生事業計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成 28 年 3 月 30 日
2. 申請事業者の名称 大和ハウス工業株式会社、東京センチュリーリース株式会社
3. 都市再生事業の名称 殿町プロジェクトⅡ

## 4. 都市再生事業の目的

計画地は、国の特定都市再生緊急整備地域、国際戦略特区、国家戦略特区などのエリアとして指定されており、最先端の技術等を持つ企業・研究機関が次々と進出するとともに、拠点形成に必要な各施設の整備が現在進められている状況です。

本事業は、こうした企業等の誘致を行い、産業集積を担うこと、また、施設利用者や近隣住民など様々な地域関係者が交流できる憩いの場を提供することを目的としています。



5. 事業施行期間 平成 28 年 2 月 22 日 ~ 平成 29 年 6 月 30 日

## 6. 事業区域

- (1) 位置 神奈川県川崎市川崎区殿町 3 丁目 101-1、101-2
- (2) 面積 10,020.18 m<sup>2</sup>

## 7. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

## (1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積	敷地面積	延べ面積の敷地面積に対する割合	建築面積の敷地面積に対する割合
1	地上 4 階	3,690.36 m <sup>2</sup>	10,840.84 m <sup>2</sup>	6,854.65 m <sup>2</sup>	158.15%	53.84%
合計		3,690.36 m <sup>2</sup>	10,840.84 m <sup>2</sup>	6,854.65 m <sup>2</sup>		

## (2) 建築物構造、設備及び用途

- ・ 構造 鉄骨造
- ・ 設備 電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備、ガス設備、防災設備、警備設備
- ・ 用途 事務所（研究施設）、診療所

## (3) 公共施設の種類・規模等

- ・ 道路 3,151.75 m<sup>2</sup>
- ・ 緑地 3,178.07 m<sup>2</sup>

## 8. 事業経緯

平成 28 年 2 月 22 日 工事開始

平成 29 年 6 月 30 日 工事完了

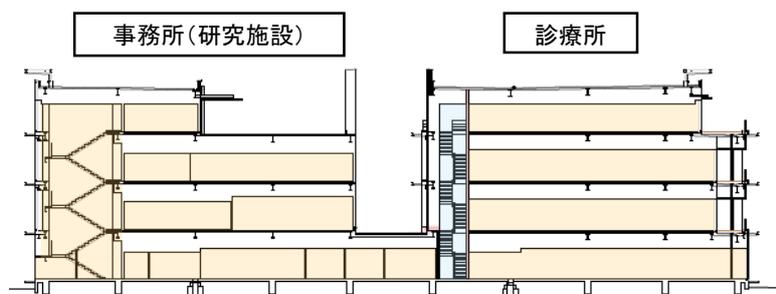
### ■ 事業スケジュール

平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
基本設計、実施設計、建築確認等											
			着工	建物建築工事				竣工			

### ■ 外観イメージ



### ■ 概要図



### ■ 周辺状況

